

STEP 05

When いつ活動するのか？

活動の日を決めましょう。平日であれば学校から下校する夕方以降、週末であれば日中に活動時間を設定している団体が多いです。オープンの日を決め、必要な物のリストアップ、それにかかる費用や広報をいつから始めるかなど、必要なことを逆算して考えることが大切です。予行をかねてプレオープンの日を設定するのも良いでしょう。



STEP 06

Whom 誰を対象にするのか？

子どもの居場所の利用者は、小中学生が中心となっています。子ども食堂のなかには、多世代交流や地域づくりの一環として実施している場所も多いです。

STEP 07

How どの様に企画・広報・運営するのか？

活動の概要が決まったら、年間スケジュールの計画やボランティアとの調整、広報活動も大切です。まずはチラシを作り、活動が始まることを地域や子どもたちへ周知しましょう。

POINT

活動を開始する前に、活動場所周辺の自治会や学校などへ挨拶することも必要です。

STEP 08

How much 予算を立て、どの様に資金を確保するのか？

活動開始前に予算書を作り、食材費、教材費、光熱水費などの必要な経費を計算し、補助金申請なども検討しましょう。寄附を募ることも検討すると良いでしょう。公民館や公共施設（無料）などを利用し、賃貸料がかからず、ボランティアの協力で人件費がかかっていない居場所の例を紹介します。



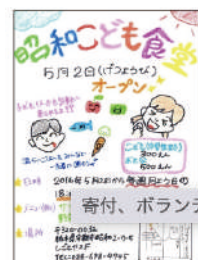
	開設時支出	開催時支出	年間支出 / 例 24 回開催
子ども食堂	5,000 円 (チラシ) 15,000 円 (看板) 10,000 円 (食品衛生責任者講習) 70,000 円 (お米、調味料など)	4,000 円 (生鮮食品) / 回	約 200,000 円 ※食事の利用料金を頂く場合も有ります
学習支援教室	A : 60,000 円 (無料教材印刷用 プリンター、タブレット) B : 10,000 円 (参考書購入など)	A : 20,000 円 (インク、 コピー用紙) / 年 B : 5,000 円 (消耗品) / 年	A : 約 80,000 円 B : 約 15,000 円
遊べる場所 (駄菓子屋)	20,000 円 (駄菓子) 15,000 円 (ボードゲーム、本など)	85,000 円 (ボランティア の交通費) / 年	約 120,000 円
体験プログラム	2,000 円 (チラシ)	4,000 円 (材料費) / 回	約 100,000 円

(賠償保険費も別途必要です)

子どもの居場所を円滑に運営するために

POINT 1 開設の流れ

- ① 開催場所や活動概要の確定
- ② 子どもの居場所登録（登録要件を確認し、宇都宮市へ書類を提出。必要に応じて補助金も同時に申請）
- ③ 活動場所のご近所や自治会、学校などへご挨拶
※挨拶へ行く際は、活動の概要をまとめたチラシなどを持参すると良い
※宇都宮市からのサポートもあるので、事前に相談
- ④ 宇都宮市による現地確認後、登録完了



POINT 2 子どもを見守る際の注意点 ☆ 子どもが心身ともに安心して過ごすために ☆

子どもの気持ちを尊重

「自己満足」にならないよう相手の立場に立って行動。「変えてあげたい」、「何かしてあげなきゃ」ではなく、「楽しい時間を一緒に過ごす」、「話し相手になる」、「全力で子どもたちと遊ぶ、向き合う」姿勢が大切です。

プライバシーと情報共有

居場所の大人は、親でもない、先生でもない、友達でもない「一緒に遊んでくれる大人」です。居場所内で得た個人情報活動を活動外で口外することは NG です。（※団体内で共有し、子どもの悩みを個人で負わない事も大切です。1 人の考えでは判断が偏ってしまうこともあるので、共有・相談する事でより良い支援を心掛けましょう。）また、子どもとの連絡先の交換や SNS でのやりとりなど、直接繋がらないようにしましょう。

子どもとの接し方

- ・子どもたちのおかれた背景に配慮する
- ・子どもは大人が想像する以上に大人の様子をみて様々なことを読みとり、察することを念頭におく
- ・子どもが一瞬見せた表情や発言にどのような意図があり、何がしたかったのか考える
- ・結果ではなく過程に目を向け、褒める。子どもが自覚していない良さを褒めて自己肯定感を高める（※褒めることが目的ではない。他の子が否定されたと感じないように配慮が必要）
- ・嫌なこと、ダメなことはこの場で直接伝える
- ・出来ない約束・不用意な約束をしない。約束がきちんと守られる経験（大切にされていると感じる）を子どもたちに届ける
- ・子どもに対する好き嫌いや特別扱いはせず、意識して全員に話しかける
- ・自分の物差しだけで子どもたちを測らない（「普通はみんな学校に行く」、「普通はこれぐらいのことは知っている」などの発言をしない）

POINT 3 | 見守り役やボランティアの体制づくり

ボランティア募集

活動内容のチラシを作り、見守り役やボランティアを募集しましょう。これまでに繋がりのある人やボランティアセンターなどの専用窓口にご相談しても良いでしょう。市のホームページからも情報発信する予定です。

情報共有

活動に参加してもらう前にオリエンテーションや事前研修、ボランティア体験を実施し、次のことを共有しましょう。

- ・活動団体のコンセプトや方針
- ・子どもの背景
- ・子どもへの接し方や個人情報の取り扱いに関する注意点など

また、開設後も定期的に情報共有や意見交換の場を設けましょう。

役割とシフト

ボランティアに依頼する内容を明確にし、伝えましょう。例) 会計、記録、広報、情報発信など。ボランティアの負担になり過ぎないように、頻度や役割の調整を行い、継続的な活動を目指す事も大切です。

☆ボランティアコーディネーターを決めておくのもよいでしょう。



緊急時の連絡先リスト 事前に連絡先を確認し、緊急時すぐに連絡できるようにしましょう

名称	TEL	住所	メール
救急車	119		
医療機関			
保健所			
地域の小学校			
地域の中学校			

施設所有（管理）者賠償責任保険

施設や業務に起因するさまざまな損害賠償リスクを補償

活動を安心して続けるためには、開設中の万が一の事故に備えて、賠償責任保険への加入が必要です。

詳細は、「宮っこの居場所相談窓口」までお問合せ下さい。TEL 028-678-4745

子どもの居場所の運用に向けたチェックリスト

- 🚩 子どもの居場所登録要件を確認の上、宇都宮市に「子どもの居場所登録書類」を提出しましょう。

登録要件

- 子どもたちがだれでも自由に利用可能で、地域に開かれた居場所として市内で運営すること
- 原則として、月2回以上、1回2時間以上開設すること
- 開設中の事故に備えて、賠償責任保険に加入すること
- 子育て経験や子どもの見守り経験または同等の経験がある者を1名以上見守り役として配置し、子どもの安全確保に努めること
- 子ども1人あたり1.65平方メートルとし、5人以上受け入れられる8.25平方メートル以上の面積の施設であること
- 1年以上継続して居場所を運営する見込みがあり、その能力を有すること
- 地域や学校関係者へ居場所の開設前に説明を行うこと
- 食事を提供する場合は、食品衛生責任者養成講習会を修了した者または同等以上の資格（栄養士、調理師等）を有する者を置くほか、食品衛生に関する研修、講習会等に参加し、常に食品衛生に努めること

A 遊べる場所・季節の遊びや自然体験チェックリスト

- 🚩 遊びの場／体験プログラムにお問合せ・申し込みがあった場合、スタッフ、ボランティアが変わっても同じ対応ができるように共有しましょう。

活動前に行うこと

- ボランティアの配置、当日の流れを確認しましたか？
- 必要備品を準備・購入しましたか？
- 体験プログラムをする場合、工程と所要時間の確認をしましたか？（子どもが複数で作業することを配慮し、時間・材料に余裕を持って企画する）

活動中に行うこと

- 子どもたちが安全に過ごせるよう見守る体制が確保できましたか？
- 暑い日は熱中症にならないように「水分とってね」の声掛けをこまめにしましたか？
- 刃物を使うときには使い方をしっかり伝え、大人がサポートしましたか？



活動後に行うこと

- 居場所の活動で排出されるごみを「事業系ごみ」として、適切に処理しましたか？
- 活動中に気になった事などはスタッフやボランティアと共有し、必要に応じて対策を検討しましたか？

② 学習支援教室チェックリスト



学びの場へのお問合せ・申し込みがあった場合、スタッフやボランティアが変わっても同じ対応ができるよう、共有しましょう。

学習支援開始前に行うこと

- 保護者へ教室の趣旨や活動日について説明しましたか？
- 教室の様子を見てもらい、子ども本人が参加を希望しているか確認しましたか？
- 子どもの得意な教科や苦手な教科・単元を確認しましたか？
- スタッフやボランティアと新しい生徒の情報を共有しましたか？特別な配慮が必要な場合は、対応方法などについても詳しく話し合いましたか？

学習方法

- 学習方法は大きく分けると3つ。子どもがどの状態か確認しましたか？

学習習慣
ついてる



基本的には自主学習

自主学習できる子どもには学習日の目標を決めて取り組む

ある程度、自主学習ができる子どもは来た時にその日の目標を決めるようにしましょう。分からない問題など、子ども自ら質問できるようになると良いでしょう。

学習習慣
まずまず



適度にマンツーマン支援

基礎の定着と同時に自主学習に移行できるように

短時間でも宿題や与えられた課題に取り組める子どもは、その課題が終わった頃に学習支援ができるよう適度にマンツーマン支援を。ただ、分からない問題はそのままにならないように注意深く見守りましょう。

学習習慣
ついてない



完全つきっきりマンツーマン支援

教科ごとの基礎の定着を目標に

子どもの中には落ち着きがなく、目を離すと歩き回ったり勉強することに自信がなくて取り組めない子どももいます。この子どもたちには短時間でも学習ができるようになるまで、つきっきりで学習支援をしましょう。

POINT

- 丁寧に信頼関係を作り「出来た！」を褒めて自己肯定感の向上を目指しましたか？
- 子どもが決めたゴール目標の達成、つまりいた部分からの戻り学習、好きな物と関連づけるなど、学習が楽しくなる工夫を心がけましたか？

学習支援の後に行うこと

- 学びの進み具合、様子などを他のスタッフ・ボランティアと共有しましたか？

◎子ども食堂における衛生管理チェックリスト「厚生労働省子ども食堂における衛生管理のポイント」より抜粋



衛生管理ポイントを目立つところに貼って、開催時には確認。ボランティアなど調理者が変わっても同じ対応ができるように共有しましょう。

調理前に行うこと

- 調理施設は清掃や整理整頓を行いましたか？
- トイレは清掃、消毒を行いましたか？
- 調理担当者は、下痢・嘔吐などの体調不良や手・指の傷はありませんか？
- エプロンや三角巾、必要に応じてマスクなど、清潔な作業着を身につけましたか？
- 手洗い、消毒を行いましたか？子どもが調理に参加する場合も同様です。
- 原材料は、鮮度、賞味期限等を確認し、1回で使い切れる量を仕入れましたか？
- 献立や食材の仕入れ先・仕入れ時間の記録（レシートなど）は保管しましたか？
- 仕入れた食品は冷蔵庫や冷凍庫で保管していますか（冷えていないなどの温度の異常はありませんか）？また、生肉や鮮魚介類などの食品は他の食品を汚染しないよう、冷蔵庫の最下段に区別して保管しましたか？
- お年寄り、幼児、妊婦などの抵抗力の弱い方が食べる場合、メニューに生ものは入っていませんか？

調理中に行うこと

- 魚介類、野菜・果物は流水で良く洗いましたか？
- 別の原材料を調理する場合などは、手洗い、消毒を行いましたか？また、手洗いの際、調理器具についても、洗剤で洗浄してから使いましたか？
- 食品（特に肉類）は、中心部までよく加熱（中心温度75℃で1分間以上）しましたか？
- 生の食材を扱う調理器具と加熱済みの食品に使用する調理器具は専用のものを使用しましたか？専用のものがない場合は、よく洗剤で洗浄してから、使いましたか？

調理後に行うこと

- 調理後は、時間を置かずに提供しましたか？

- 衛生面や感染対策等についての相談
子ども食堂の開設が決まったら、食事を提供する前に「子どもの居場所登録書類」を持って宇都宮市保健所にご相談下さい。 生活衛生課 TEL 028-626-1110

認定 NPO 法人 全国こども食堂支援センター・むすびえさん

こども食堂が全国のどこにでもあり、みんなが安心して行ける場所となるよう様々な情報を発信されています。ぜひご覧いただき、参考にしてください。 <https://musubie.org/>



運営していく上で立ちはだかる壁



本当に大変なのはスタートしてから「継続」していくということ。

大切なのは、

問題点について話し合うこと、模索すること、続けていくこと。

結果はすぐに出るものではないということを認識しておくこと。

困ったことがありましたら相談窓口にお気軽にお問合せください。



受付時間 平日 10:00-15:00 TEL 028-678-4745

栃木県若年者支援機構 (宇都宮市宮っこの居場所づくり支援業務受託者)

宇都宮市によるサポート

宇都宮市では、「子どもの居場所」を子どもたちのより身近な地域に設置することができるよう、「子どもの居場所」を開設する個人や団体へ支援を行っています。

1 宮っこの居場所 開設・運営相談窓口

子どもの居場所の開設や運営に関する相談窓口を設置しています。子どもの居場所の開設をお考えの方で、疑問や不安のある方はご相談ください。

一般社団法人 栃木県若年者支援機構（宇都宮市宮っこの居場所づくり支援業務受託者）

平日 10:00～15:00 TEL 028-678-4745

2 開設準備講座

「子ども食堂開設研修」「学習支援開設研修」「遊びの場開設研修」を実施します。詳細については、「宮っこの居場所 開設・運営相談窓口」へお問合せください。

3 補助金

活動状況に応じて、開設・運営にかかる費用を助成しています。

【①子どもの居場所づくり事業基本補助金】 募集要項などは、右記 QR コードから。



対象

- ・「宇都宮市子どもの居場所」として、登録の決定を受けた個人や団体
「子どもの居場所」への登録については、登録要件、登録後の責務があります。詳細については、宇都宮市ホームページ「宮っこの居場所」で検索又は「宮っこの居場所 開設・運営相談窓口」へ。
※登録要件は、14 ページを参照。配食やキッチンカーなど、場を提供しない形態は対象外

主な対象経費

- ・開設に係る費用（備品購入費、看板作製費、施設の改修や修繕などの経費）
- ・運営に係る費用（保険料、本や文房具などの消耗品費、郵便料や通信料などの通信運搬費、講師謝金などの報償費、見守りボランティアなどの交通費、電気代や水道代などの光熱水費、家賃やレンタル代などの賃借料、その他）

助成額

- 開設費用 交付上限額 50,000 円 ※1,000 円未満の端数は切り捨て
- 運営費用（運営に係る費用のうち、次のいずれかの低い額）
 - ★ 運営に係る対象経費の実費
 - ★ー1 運営基礎額（50,000 円）+ 開設日数 × 700 円（開設日数が年間 50 日以上 / 上限 100 日）
交付上限額 12 万円
 - ★ー2 運営基礎額（30,000 円）+ 開設日数 × 700 円（開設日数が年間 50 日未満）
交付上限額 64,000 円 ※開設日が年度途中で延べ日数が 24 日未満の場合、運営基礎額は月割となります。

【②子どもの居場所づくり事業支援付加補助金】

対象

- ・「宇都宮市子どもの居場所」として、登録の決定を受けた個人や団体のうち、支援付加補助金の交付要件を満たし、審査・面接により選定された団体。選定数は開設区域ごとに事前に定めております。詳細については、市ホームページ「宮っこの居場所」で検索又は「相談窓口」へ。

主な対象経費

- ・子どもへの支援（学習・生活支援、体験・経験の機会提供）の拡充開始に係る費用（備品購入費、施設の改修や修繕などの経費）
- ・子どもへの支援（学習・生活支援、体験・経験の機会提供）の運用に係る費用（人件費、消耗品費、食糧経費、交通費などの経費）

助成額

- 開始費用（次の支援の開始に係る対象経費の実費） ※1,000 円未満の端数は切り捨て
 - ✧ 学習・生活支援：交付上限額 50,000 円
 - ✧ 体験・経験の機会提供（全般）交付上限額 50,000 円
 - ✧ 体験・経験の機会提供（食事）交付上限額 150,000 円
- 支援費用（次の支援に係る対象経費の実費） ※1,000 円未満の端数は切り捨て
 - ✧ 家庭学習・生活支援（1 時間あたり 1,220 円 × 2 人） × 1 日あたりの開設時間 × 開設日数（交付上限額 1,220,000 円）
 - ✧ 体験・経験の機会提供（1 日あたり 2,500 円） × 開設日数（交付上限 250,000 円）

申請・お問合せ

宇都宮市子ども政策課 健全育成グループ（市役所本庁舎 2 階） 平日 8:30～17:15 TEL 028-632-2344

4 宮っこの居場所登録団体ネットワーク会議

居場所を運営する団体同士の意見交換や運営に役立つ研修などを実施しています。

5 宮っこの居場所応援連絡会議

居場所の設置促進や質の向上を図るため、居場所の運営者と支援者を適切につなぎ、地域全体で居場所を支える体制です。支援者からの寄附金や寄贈品、ボランティアなどの申出を必要に応じて居場所に分配します。宇都宮市の応援体制については右記 QR コードから。

- ✧ 運営支援分（開設日数）年間 24 日～49 日：26,400 円
年間 50 日以上：55,000 円
- ✧ イベント実施支援分 年額：上限 50,000 円



6 広報

市と専用のホームページにて開催日時や場所、活動内容などについて、広く市民に周知しています。専用ページは右記 QR コードから。



＼寄附の募集／

子どもの居場所、親と子どもの居場所などの「宮っこの居場所」の活動に対する寄附や支援を募集しています。寄附や支援をお考えの個人、企業・団体等の方はぜひご協力をお願いいたします。
※少量の場合や状態によっては、お受けできない場合がありますので、事前にご相談ください。

物品等の寄附

物品の寄附

文房具、衛生用品など未使用の物品など

食品の寄附

常温保存が可能であり、賞味・消費期限が明記され、2か月以上残っているもの

体験・経験の機会提供

季節の果物狩り体験やキャンプ体験、スポーツ観戦体験など、子どもたちへの体験・経験の機会となるもの

役務の提供

施設の修繕やチラシの印刷、物品配送などの援助

【お問合せ】

宇都宮市子ども部 子ども政策課 平日 8:30～17:15 TEL 028-632-2344 FAX 028-638-8941

金銭の寄附

「子どもの居場所」の安定的な運営のため、金銭的な支援にご協力ください。
善意銀行（宇都宮市社会福祉協議会）を通じて寄附を受付・分配しています。



【お問合せ】

宇都宮市社会福祉協議会 ボランティアセンター TEL 028-636-1285 FAX 028-634-2870

宮っこの居場所 START BOOK

発行 2023 年 7 月

【子どもの居場所の登録や補助金に関するお問合せ】

宇都宮市子ども部 子ども政策課

平日 8:30～17:15 TEL 028-632-2344 FAX 028-638-8941

ホームページ QRコード又は **宮っこの居場所** にて検索



【子どもの居場所の開設や運営に関する相談窓口】

一般社団法人 栃木県若年者支援機構（宇都宮市宮っこの居場所づくり支援業務受託者）

平日 10:00～15:00 TEL 028-678-4745